

東大和市選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定による東大和市における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年9月1日

東大和市選挙管理委員会

記

- 1 選挙権を有する者の3分の1の数      23,872人